

地方振興局土木関係事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地方振興局土木関係事務処理規程の一部を改正する訓令

地方振興局土木関係事務処理規程（昭和 53 年岩手県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>地方振興局土木関係事務処理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、地方振興局の土木関係の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(備付帳簿)</p> <p>第 2 条 地方振興局土木部及び土木事務所の長は、次に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>就労点検帳</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>建設業許可台帳 (副)</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>広域振興局等土木関係事務処理規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、<u>広域振興局及び地方振興局の土木関係の事務処理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(備付帳簿)</p> <p>第 2 条 <u>広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部及び土木事務所</u>の長は、次に掲げる帳簿 (<u>広域振興局総合支局土木部土木センターの長にあつては、第 6 号を除く。</u>) を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>建設業許可台帳</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p>

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

(29) [略]

(30) [略]

(31) 建築士事務所登録簿（副）

(23) [略]

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

(29) [略]

(30) 建築士事務所登録簿

(31) 保管広告物等一覧簿

(32) 屋外広告業者登録簿

(33) 屋外広告業者監督処分簿

(34) 補助（融資）事業台帳

(35) 道路工事施行承認台帳

(36) 河川工作物（新設・改修）許可台帳

(37) 海岸保全区域台帳（副）

(38) 港湾台帳（副）

2 盛岡地方振興局土木部岩手出張所長は、前項第1号から第6号まで、第8号、第9号、第12号、第13号及び第16号から第25号までに掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

3 地方振興局土木部ダム管理事務所長は、前項第1号から第4号まで、第12号及び第13号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

4 地方振興局土木部ダム建設事務所長は、第1項第1号から第6号まで、第12号及び第13号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

（工事の執行）

第3条 地方振興局長は、次年度に起工の必要があると認める工事については、予算要求資料を作成し、毎年9月30日までに岩手県県土整備部長（以下「部長」という。）に提出しなければならない。

2 盛岡地方振興局土木部岩手出張所長は、前項第1号から第5号まで、第7号、第8号、第11号、第12号及び第15号から第24号まで並びに第31号から第33号までに掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

3 地方振興局土木部ダム管理事務所長は、第1項第1号から第3号まで、第11号及び第12号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

4 地方振興局土木部ダム建設事務所長は、第1項第1号から第5号まで、第11号及び第12号に掲げる帳簿を備え付けて整理しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、所管課の長と協議した場合には、他の方法によりこれらの規定による帳簿の備付けに代えることができる。

（工事の執行）

第3条 広域振興局及び地方振興局長（以下「局長」という。）は、次年度に起工の必要があると認める工事については、予算要求資料を作成し、毎年9月30日までに岩手県県土整備部長（以下「部長」という。）に提出しなければならない。

第4条 地方振興局長は、工事实施の命令又は予算の内示を受けるときは、速やかに実施設計書を作成し、工事实施（変更）施行内申書を添えて、部長に提出しなければならない。ただし、知事の権限に属する事務の委任に関する規則（平成9年岩手県規則第29号）第3条第9号の規定により地方振興局長に委任された工事（以下「委任工事」という。）については、この限りでない。

第5条 地方振興局土木部、土木事務所、土木部岩手出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所の長は、請負工事については、工事箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければならない。

2 地方振興局土木部、土木事務所、土木部岩手出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所の長は、工事材料を支給する場合には、工事材料受払簿を備え付けて整理しなければならない。

第6条 地方振興局長は、道路、橋りょう、河川等の補修用材料を購入しようとするときは、工事材料品購入調書により処理しなければならない。

第7条 地方振興局長は、工程表を受領したときは、委任工事に係るものを除き、請負工事工程表受領報告書を作成して、速やかに部長に提出しなければならない。

第8条 地方振興局長は、工事完成届を受領したときは、当該工事について完成検査を執行するものを除き、速やかに部長に進達しなければならない。
(災害発生)

第9条 地方振興局長は、豪雨、出水その他非常の場合において、公共土木施設が被害を受け、若しくは被害を受けるおそれがあると認めるとき、又は急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流等により、人家、人命、公共的建築物等が被害を受けたときは、臨機の措置を執るとともに、部長に急報しなければならない。

2 地方振興局長は、公共土木施設が被害を受けた災害のうち国庫負担の対象となると認められる災害及び急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流等による災害については災害報告書、公共土木施設が被害を受けた災害のうち国庫負担の対象とならないと認められる災害については災害報告カードを作成し、災害発生後1週間以内に部長に提出しなければならない。

第4条 局長は、工事实施の命令又は予算の内示を受けたときは、速やかに実施設計書を作成し、工事实施（変更）施行内申書を添えて、部長に提出しなければならない。ただし、岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）第3条第10号の規定により局長に委任された工事（以下「委任工事」という。）については、この限りでない。

第5条 広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部、土木事務所、土木部岩手出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所の長は、請負工事については、工事箇所ごとの工事監督記録簿を備え付けて整理しなければならない。

2 広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部、土木事務所、土木部岩手出張所長、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所の長は、工事材料を支給する場合には、工事材料受払簿を備え付けて整理しなければならない。

第6条 局長は、道路、橋りょう、河川等の補修用材料を購入しようとするときは、工事材料品購入調書により処理しなければならない。

第7条 局長は、工事完成届を受領したときは、当該工事について完成検査を執行するものを除き、速やかに部長に進達しなければならない。
(災害発生)

第8条 局長は、豪雨、出水その他非常の場合において、公共土木施設等が被害を受け、若しくは被害を受けるおそれがあると認めるとき、又は急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流等により、人家、人命、公共的建築物等が被害を受けたときは、臨機の措置を執るとともに、部長に急報しなければならない。

2 局長は、公共土木施設等が被害を受けた災害のうち国庫負担の対象となると認められる災害及び急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流等による災害については災害報告書、公共土木施設等が被害を受けた災害のうち国庫負担の対象とならないと認められる災害については災害報告カードを作成し、災害発生後1週間以内に部長に提出しなければならない。

(報告事項)	(報告事項)
<p>第10条 地方振興局長は、次の各号に掲げる報告書を、当該各号に定める期限までに部長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事の全部・一部中止・解除報告書(委任工事に係るものを除く。) 即日</p> <p>(2) 工期の延長・短縮報告書(委任工事に係るものを除く。) 即日</p> <p>(3) 工事の設計変更(軽微)報告書(委任工事に係るものを除く。) 即日</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 屋外広告物許可報告書 翌月10日</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) 気象月表 翌月10日</p> <p>(20) [略]</p> <p>(他公所に対する準用)</p>	<p>第9条 局長は、次の各号に掲げる報告書を、当該各号に定める期限までに部長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 港湾台帳整備報告書 施設完成後30日以内又は施設認定後30日以内</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、部長と協議した場合には、他の方法により同項の規定による報告書の提出に代えることができる。</p> <p>(他公所に対する準用)</p>
<p>第11条 第2条第1項第1号から第5号まで、第3条から第5条まで、第7条、第8条及び前条第1号から第3号までの規定は北上川上流流域下水道事務所の事務処理について、第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号、第3条から第5条まで、第7条、第8条並びに前条第1号から第3号までの規定は花巻空港事務所の事務処理について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「地方振興局土木部及び土木事務所の長」とあり、「地方振興局長」とあり、及び「地方振興</p>	<p>第10条 第2条第1項第1号から第4号まで、第3条から第5条まで及び第7条の規定は北上川上流流域下水道事務所の事務処理について、第2条第1項第1号、第2号及び第4号、第3条から第5条まで及び第7条の規定は花巻空港事務所の事務処理について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「広域振興局土木部、広域振興局総合支局の土木部、土木部土木センター並びに地方振興局の土木部及び土木事務所の長」とあり、「局長」とあり、及び「広域振興局土木部、</p>

局土木部、土木事務所、土木部岩手出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所の長」とあるのは、「所長」と読み替えるものとする。

(補則)

第12条 [略]

広域振興局総合支局の土木部及び土木部土木センター並びに地方振興局の土木部、土木事務所、土木部岩手出張所、土木部ダム管理事務所及び土木部ダム建設事務所の長」とあるのは、「所長」と読み替えるものとする。

(補則)

第11条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

